

議 事 日 程

平成 3 0 年 1 月 9 日

午後 3 時 0 0 分開会

開 会

第 1 会 期 決 定

第 2 議事録署委員の指名について

第 3 前会会議録の承認

第 4 教育長報告及び各課 1 2 月行事報告

第 5 議 案 上 程

第 1 号議案 平成 3 0 年度一般会計当初予算における教育関係予算
の概要及び市長に提出する重点要望事項について

第 2 号議案 島原市立小中学校長に対する事務委任規程の一部を改
正する規程

第 6 次回定例教育委員会日程について

第 7 そ の 他

(1) 報告事項

① 1 月行事予定について

② 1 2 月市議会定例会一般質問報告

(2) その他

島原市教育委員会

報 告 事 項

- 行事報告
- 行事予定表
- 市議会一般質問答弁要旨

平成30年1月9日 定例会

教育委員会 1月定例会 報告事項

[12月]

(教育総務課)

| 日 | 曜日 | 報 告 事 項 | 内 容 並 び に 参 考 事 項 | | |
|----|----|----------------------|-------------------|-----------|-----------------------------|
| 2 | 金 | 所信表明内容検討会 | 9:00 | 本庁大会議室 | 教育長、教育次長 |
| 5 | 月 | 業務継続計画セミナー～BCP策定の実践～ | 9:30 | 本庁大会議室 | 課長、班長 |
| 6 | 火 | 教育委員会12月定例会 | 13:30 | 有明庁舎1階相談室 | 教育委員・教育長・教育次長・各課長 議案審議5件 |
| 14 | 水 | 小・中学校事務部会 | 14:00 | 有明公民館 | 古川主査 |
| 15 | 木 | 12月定例会市議会 開会 | 10:00 | 有明庁舎議場 | 委員長、教教育長、教育次長、各課長 |
| 16 | 金 | 広報編集委員会 | 9:00 | 別館3階休憩室 | 課長 |
| 19 | 月 | 古川市長訓示 | 8:50 | 4階会議室 | 教育長、教育次長、各課長 |
| 19 | 月 | 12月定例会市議会本会議 一般質問 | 10:00 | 有明庁舎議場 | 教育長、教育次長、各課長 |
| 20 | 火 | 12月定例会市議会本会議 一般質問 | 10:00 | 有明庁舎議場 | 教育長、教育次長、各課長 |
| 21 | 水 | 12月定例会市議会本会議 一般質問 | 10:00 | 有明庁舎議場 | 教育長、教育次長、各課長 |
| 22 | 木 | 12月定例会市議会本会議 一般質問 | 10:00 | 有明庁舎議場 | 教育長、教育次長、各課長 |
| 26 | 月 | 第2期島原市教育振興基本計画第4回検討会 | 14:00 | グリーンウェーブ | 教育長、教育次長、各課長、各班長、倉本主任 |
| 28 | 月 | 仕事納め式 | 17:00 | 森岳公民館 | 教育長、教育次長、各課長 |
| | | 《付記事項》 | | | |
| 4 | 日 | 第48回島原半島バレーボールまつり | 8:30 | 復興アリーナ | 教育長 |
| 9 | 金 | 中尾川除草作業 | 9:00 | 中尾川 | 教育次長 |
| 10 | 土 | 第17回島原市少年ソフトボール大会 | 8:30 | 有明の森運動場 | 教育次長 |
| 20 | 火 | 自衛隊出迎え | 7:30 | 島原城 | 教育長、教育次長、各課長 |
| 23 | 金 | ふれあい健康マラソン大会 | 8:15 | 陸上競技場 | 教育次長 |
| 27 | 木 | 緑水会 | 12:00 | なにわ寿司 | 教育長 |

教育委員会 1月定例会 報告事項

[12月]

(学校教育課)

| 日 | 曜日 | 報 告 事 項 | 内 容 並 び に 参 考 事 項 | | |
|----|----|-----------------------|-------------------|----------|-----------------------|
| 1 | 金 | 長崎県義務教育課義務教育班事業説明 | 9:00 | 有明庁舎 | 中尾 |
| 4 | 月 | 定例校長会 | 9:30 | 杉谷公民館 | 教育長、課長、古瀬、中村、横田、中尾、酒井 |
| 4 | 月 | 就学相談(～15日) | 16:00 | 有明公民館など | 酒井 |
| 6 | 水 | 定例教頭会 | 10:30 | 杉谷公民館 | 古瀬、中村、横田、酒井 |
| 6 | 水 | 島原市中心身障害児就学指導委員会 | 14:00 | 森岳公民館 | 教育長、酒井 |
| 7 | 木 | 定例市議会本会議 開会 | 10:00 | 有明庁舎議場 | 課長 |
| 7 | 木 | 献立案作成会 | 14:00 | 有明公民館 | 城臺 |
| 8 | 金 | 島原市内特別支援学級クリスマス会 | 9:45 | 杉谷公民館 | 教育長、課長、酒井 |
| 8 | 金 | 第二小学校医御礼訪問 | 11:00 | 市内 | 横田 |
| 11 | 月 | 定例市議会本会議 一般質問 | 10:00 | 有明庁舎議場 | 課長 |
| 11 | 月 | NIE公開授業 | 14:00 | 第三中 | 中尾 |
| 12 | 火 | 定例市議会本会議 一般質問 | 10:00 | 有明庁舎議場 | 課長 |
| 13 | 水 | 定例市議会本会議 一般質問 | 10:00 | 有明庁舎議場 | 課長 |
| 14 | 木 | 就学児健康診断 | 16:00 | 有明公民館 | 横田、酒井 |
| 15 | 金 | 給食衛生講習会 | 14:00 | 有明文化会館 | 課長、古瀬、城臺 |
| 18 | 月 | 定例市議会 教育厚生委員会 | 10:00 | 有明庁舎議場 | 課長、古瀬、中村 |
| 19 | 火 | 消費生活に関する授業支援説明 | 13:30 | 有明庁舎 | 中尾 |
| 20 | 水 | 長崎県教育委員会義務教育課来庁 | 14:00 | 有明庁舎 | 教育長、課長、古瀬、中村 |
| 25 | 月 | 定例市議会 閉会 | 10:00 | 有明庁舎議場 | 課長 |
| 27 | 水 | 調理員説明会 | 10:00 | 有明文化会館 | 課長、古瀬、城臺 |
| | | 《付記事項》 | | | |
| 1 | 金 | あいさつ運動 | 7:30 | 市内各所 | 課長、古瀬、中村、中尾、酒井 |
| 1 | 金 | 島原学生駅伝会場準備 | 12:00 | 島原文化会館 | 城臺 |
| 1 | 金 | 島原学生駅伝開会式 | 15:00 | 島原文化会館 | 課長 |
| 2 | 土 | 島原学生駅伝 | 8:30 | 市営陸上競技場 | 課長、古瀬、中尾、酒井、城臺 |
| 5 | 火 | 自衛隊島原城石垣清掃出迎え | 7:30 | 島原城 | 課長 |
| 19 | 火 | 不当要求の対応研修 | 14:00 | 外港庁舎 | 古瀬 |
| 19 | 火 | 地方自治法及び民法に関する研修会(22日) | 15:00 | 下折橋庁舎 | 古瀬、中村、横田、中尾、酒井 |
| 21 | 木 | 5歳児健康診査 | 13:30 | 有明保健センター | 酒井 |
| 27 | 水 | 防災教育教材に関する意見交換会 | 10:00 | 外港庁舎 | 横田 |
| 28 | 木 | 仕事納め式 | 17:00 | 有明庁舎議場 | 課長 |

島原市教育委員会 1月定例会報告事項

【平成29年12月】

社会教育課

| 日 | 曜日 | 報告事項 | 内容並びに参考事項 | | |
|---------------------------------------|----|-----------------------|-----------|--------|--------------------|
| 1 | 金 | 朝のあいさつ運動 | 7:30 | 市内一円 | 課長以上、小山、稲田 |
| 4 | 月 | 社会教育委員の会 | 13:30 | 有明公民館 | 喜多、野口指導員 |
| 4 | 月 | 松平家墓所調査指導委員会 | 13:30 | 森岳公民館 | 教育長、課長、宇土、吉田 |
| 10 | 日 | 島原市長杯将棋大会 | 9:00 | 霊丘公民館 | 喜多 |
| 13 | 水 | 小早川邸及び堀部邸の活用に係る庁内検討会議 | 15:00 | 外港庁舎 | 徳永、宇土 |
| 15 | 金 | 社会教育委員の会「提言書」提出 | 9:00 | 教育長室 | 教育長、次長、課長、喜多 |
| 15 | 金 | 少年センター自転車指導 | 15:15 | 市内3か所 | 課長、喜多、吉田指導員、早稲田相談員 |
| 22 | 金 | 社会教育担当者会 | 9:30 | 三会公民館 | 課長、喜多、野口指導員 |
| 27 | 火 | 成人式会場設営 | 13:00 | 島原文化会館 | 社会教育課全員 |
| 27 | 火 | 島原城保存活用計画策定に係る関係部長会議 | 13:30 | 有明庁舎 | 次長、課長、徳永、宇土 |
| ※ 各地区にて高齢者学級4回(担当:野口)・女性学級8回開催(担当:松本) | | | | | |

【付記事項】

| | | | | | |
|----|---|---------------|-------|----------|-----------|
| 3 | 日 | 有明地区青少年の意見発表会 | 13:30 | 有明総合文化会館 | 教育長、課長、稲田 |
| 10 | 日 | 森岳ふれあいまつり | 9:30 | 森岳公民館 | 徳永、湯田 |
| 10 | 日 | 有明地区駅伝大会 | 9:30 | 有明公民館 | 課長、稲田 |
| 10 | 日 | 島原半島コーラス交歓会 | 13:00 | 国見文化会館 | 課長 |
| 17 | 日 | 三会地区対抗駅伝大会 | 8:15 | 三会小 | 市長、課長、濱口 |
| 17 | 日 | 安中地区青少年駅伝大会 | 8:30 | 島原復興アリーナ | スポーツ課長、野口 |

平成30年1月行事予定表

平成30年1月9日現在

下線太字 教育委員出席予定

- ◎ 教育長出席
- 教育次長出席
- △ 関係課長出席

島原市教育委員会

| 日 曜 | 教 育 総 務 課 | 学 校 教 育 課 | 社 会 教 育 課 | ス ポ ー ツ 課 |
|------|---|--|---|---|
| 1 月 | 元日 | 元日 | 元日 | 元日 |
| 2 火 | 年始休日 | 年始休日 | 年始休日 | 年始休日 |
| 3 水 | 島原市成人式 13:30 島原文化会館 ◎○△ | 島原市成人式 13:30 島原文化会館 ◎○△ | 島原市成人式 13:30 島原文化会館 ◎○△ | 島原市成人式 13:30 島原文化会館 ◎○△ |
| 4 木 | 仕事始め式 9:00 議場 ◎○△ | | | 第41回オレンジカップバスケットボール大会 17:00 島原復興アリーナ ◎ |
| 5 金 | 群合交付式 9:00 外港庁舎 ◎ 建設指名選定委員会 10:00 外港庁舎 ○ 商工会議所新年祝賀交換会 18:00 ホテルシーサイド ◎○ | | | |
| 6 土 | 消防出初め式 9:10 文化会館 ◎○△ | | | |
| 7 日 | | | | |
| 8 月 | | | | |
| 9 火 | 小崎館「護国寺三十番札版画展」オープニングセレモニー 9:00 島原城 ◎ 定例教育委員会 15:00 有明公民館 ◎○△ 教育委員会と社会教育委員の会の意見交換会 16:30 有明公民館 ◎○△ 教育委員会と社会教育委員の会懇親会 18:30 萱明庵 ◎○△ | 定例教育委員会 15:00 有明公民館講義室 ◎○△ 教育委員会と社会教育委員の会の意見交換会 16:30 有明公民館 ◎○△ 教育委員会と社会教育委員の会懇親会 18:30 萱明庵 ◎○△ 小・中学校始業式 給食開始 | 定例教育委員会 15:00 有明公民館講義室 ◎○△ 教育委員会と社会教育委員の会の意見交換会 16:30 有明公民館 ◎○△ 教育委員会と社会教育委員の会懇親会 18:30 萱明庵 ◎○△ | 定例教育委員会 15:00 有明公民館講義室 ◎○△ 教育委員会と社会教育委員の会の意見交換会 16:30 有明公民館 ◎○△ 教育委員会と社会教育委員の会懇親会 18:30 萱明庵 ◎○△ |
| 10 水 | 市議会臨時会 10:00 本会議場 ◎○ | 定例校長会 9:30 杉谷公民館 ◎△ 校長会還暦祝 18:30 ◎△ | | |
| 11 木 | | | | |
| 12 金 | | | | |
| 13 土 | | | | |
| 14 日 | | | | 第50回島原剣心館少年剣道大会 9:00 四小体育館 ◎ |
| 15 月 | | | | |
| 16 火 | | | | |
| 17 水 | | 定例教頭会 10:30 杉谷公民館 △ | | 夢の教室(午前:大三東小、午後:湯江小) △ 島原初市親交会総会 10:30 商工会議所 △ |
| 18 木 | | | | 夢の教室 10:25 一小 △ |
| 19 金 | | | 少年センター補導委員幹事会 18:30 くらみ △ | 夢の教室 10:40 高野小 △ |
| 20 土 | | | | |
| 21 日 | | | | 第12回島原半島地区対抗駅伝競走大会 8:50 湯仙市 ◎△ |
| 22 月 | | | | |
| 23 火 | | 県教育庁訪問 10:30 長崎市 ◎△ 中堅教諭等資質向上研修特定課題研究発表会 13:20 有明公民館 △ | 島原半島文化賞審査会 13:30 島原文化会館 ◎△ | |
| 24 水 | 新年度予算重点事項要望書提出 11:00 外港庁舎 ◎○△ | ふれあい給食 12:10 第二小 ◎○△ | | |
| 25 木 | | 有明中学校研究発表会 13:00 ◎△ | | |
| 26 金 | | 島原半島三市校長会合同研修会 13:30 シーサイド 島原 ◎△ | | |
| 27 土 | | | | |
| 28 日 | | | | 第67回那市対抗県下一周駅伝大会 第19回女子バスケットボールWリーグ島原大会 15:00 島原復興アリーナ |
| 29 月 | | 県教育庁訪問 13:00 長崎市 ◎△ | | |
| 30 火 | | | | |
| 31 水 | 土曜会・議会合同年祝い 18:00 ホテルシーサイド ◎○△ | | | |

島原市教育委員会

議案集

- 第1号議案 平成30年度一般会計当初予算における教育関係予算の概要及び市長に提出する重点要望事項について
- 第2号議案 島原市立小中学校長に対する事務委任規程の一部を改正する規程

平成30年1月9日 定例会

第1号議案

平成30年度一般会計当初予算における教育関係予算の概要及び市長に提出する重点要望事項について

平成30年度島原市一般会計当初予算における教育関係予算の概要及び主要事業は別紙のとおりであり、また、教育委員会から市長へ重点的な予算措置を要望する事項については、別紙の項目とする。

平成30年1月9日提出

島原市教育委員会
教育長 森本 和孝

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、当初予算編成において市長が教育委員会に対し教育関係事務について意見を求める際の重点的要望項目を定めるものである。

《参 考》

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条

「地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。」

○島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第25条第1項に基き、島原市教育委員会（以下「委員会」という。）の権限に属する事務の委任に関し、必要な事項を定めるものとする。

(教育長に対する委任事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

- (1) 学校教育又は社会教育に関する一般方針を定めること。
- (2) 学校・公民館及び図書館の設置及び廃止を決定すること。
- (3) 教育財産の取得を市長に申出ること。
- (4) 県費負担教職員の懲戒及び県費負担教職員たる校長、教頭の任免その他の進退について内申すること。
- (5) 県費負担教職員のサービスの監督についての一般方針を定めること。
- (6) 教育委員会の任命にかかる職員の人事の一般方針を定め、及び懲戒を行うこと。
- (7) 教育長・課長・公民館長及び指導主事の任免を行うこと。
- (8) 学校・公民館及び図書館の敷地を選定すること。
- (9) 学校その他教育機関の工事の計画を策定すること。
- (10) 委員会規則の制定又は改廃を行うこと。
- (11) 教育予算その他議会の議決を経るべき議案の作成について意見を申出ること。
- (12) 委員会の所管に属する各種委員会・審議会等の委員の任命又は委嘱すること。
- (13) 校長・教頭・教員その他の教育関係職員の研修の一般方針を定めること。
- (14) 教科用図書採択に関する基本方針を定めること。
- (15) 学令児童生徒の就学すべき学校の区域を設定し、又はこれを変更すること。
- (16) 教育に関する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行うこと。

第2号議案

島原市立小中学校長に対する事務委任規程の一部を改正する規程

島原市立小中学校長に対する事務委任規程（平成10年教育委員会告示第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第26条」を「第25条」に改め、同条第1号中「第16号」を「第17号」に改める。

附 則

この規程は、告示の日から施行する。

平成30年1月9日提出

島原市教育委員会

教育長 森本 和孝

提案理由

島原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則等の一部改正に伴い、所要の整備を図るため、この規程を改正しようとするものである。

<参 考>

○島原市立小中学校長に対する事務委任規程

平成10年3月9日教育委員会告示第3号

(委任事務)

第1条 教育長は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条第2項の規定により、次に掲げる事項を島原市立小学校及び中学校の校長（以下「校長」という。）に委任する。

- (1) 島原市立小中学校に勤務する校務主事（以下「市費職員」という。）の年次有給休暇及び特別休暇（島原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則第13条第5号及び第9号から第16号までに掲げるものに限る。）の承認に関すること。
- (2) 市費職員の時間外勤務及び休日勤務の命令に関すること。
- (3) 市費職員の週休日の振替及び半日勤務時間の割振り変更並びに時間外勤務代休時間及び休日の代休日の指定に関すること。
- (4) 学校施設及び設備の使用に関すること。
- (5) 配当された予算の範囲内の物品の購入、賃借、製作、修繕等の調達決定及び検収に関すること。

(委任事務の制限)

第2条 校長は、前条の規定にかかわらず委任された事項について重要かつ異例の事態が生じたときは、教育長の決裁を受けなければならない。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成20年1月10日教委告示第1号）

この規程は、告示の日から施行する。

附 則（平成22年10月6日教委告示第17号）

この規程は、告示の日から施行する。

島原市立小中学校長に対する事務委任規程の一部を改正する規程（案）新旧対照表

| 改 正 案 | 現 行 |
|--|--|
| <p>(委任事務)</p> <p>第1条 教育長は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第25条第2項の規定により、次に掲げる事項を島原市立小学校及び中学校の校長（以下「校長」という。）に委任する。</p> <p>(一) 島原市立小中学校に勤務する校務主事（以下「市費職員」という。）の年次有給休暇及び特別休暇（島原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則第13条第5号及び第9号から第17号までに掲げるものに限る。）の承認に関すること。</p> <p>(2)～(5)略</p> | <p>(委任事務)</p> <p>第1条 教育長は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条第2項の規定により、次に掲げる事項を島原市立小学校及び中学校の校長（以下「校長」という。）に委任する。</p> <p>(1) 島原市立小中学校に勤務する校務主事（以下「市費職員」という。）の年次有給休暇及び特別休暇（島原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則第13条第5号及び第9号から第16号までに掲げるものに限る。）の承認に関すること。</p> <p>(2)～(5)略</p> |

○島原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（抜粋）
（平成29年12月市議会議決後分）

（特別休暇）

第13条 条例第14条の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。

- (1) 職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間
- (2) 職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間
- (3) 職員が骨髄移植のための骨髄若しくは抹消血幹細胞移植のための抹消血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは抹消血幹細胞移植のため抹消血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間
- (4) 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき 一の年において5日の範囲内の期間
 - ア 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動
 - イ 身体障害者療護施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上的の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって市長が定めるものにおける活動
 - ウ ア及びイに掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上的の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動
- (5) 職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 市長が定める期間内における連続する5日の範囲内の期間
- (6) 8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である女子職員が申し出た場合 出産の日までの申し出た期間
- (7) 女子職員が出産した場合 出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間（産後6週間を経過した女子職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。）
- (8) 生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合 1日2回それぞれ30分以内の期間（男子職員にあっては、その

子の当該職員以外の親（当該子について民法第 817 条の 2 第 1 項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に継続している場合に限る。）であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号の規定により当該子を委託されている養子縁組里親である者若しくは養育里親である者（同条第 4 項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組里親として委託することができない者に限る。）を含む。）が当該職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法第 67 条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1 日 2 回それぞれ 30 分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間）

- (9) 職員が妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。）の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合 市長が定める期間内における 2 日の範囲内の期間
- (10) 職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の 6 週間（多胎妊娠の場合にあっては、14 週間）前の日から当該出産の日後 8 週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき当該期間内における 5 日の範囲内の期間
- (11) 小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして市長が定めるその子の世話をを行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年において 5 日（その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が 2 人以上の場合にあっては、10 日）の範囲内の期間
- (12) 要介護者の介護その他の市長が定める世話をを行う職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年において 5 日（要介護者が 2 人以上の場合にあっては、10 日）の範囲内の期間
- (13) 職員の親族（別表第 2 の親族欄に掲げる親族に限る。）が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 親族に応じ同表の日数欄に掲げる連続する日数（葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数）の範囲内の期間
- (14) 職員が父母の追悼のための特別な行事のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1 日の範囲内の期間
- (15) 職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年の 6 月から 10 月までの期間内における、週休日、条例第 7 条の 2 第 1 項の規定により割り振られた勤務時間の全部について時間外勤務代休時間が指定された勤務日等、休日及び代休日

を除いて原則として連続する3日の範囲内の期間

(16) 地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、職員が勤務しないことが相当であると認められるとき 7日の範囲内の期間

ア 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。

イ 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。

(17) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合 必要と認められる期間

(18) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間

(19) その他市長が特に必要と認めたとき 必要と認める期間

2 前項第9号から第12号までの休暇（以下この条において「特定休暇」という。）の単位は、1日又は1時間とする。ただし、特定休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。

3 1日を単位とする特定休暇は、1回の勤務に割り振られた勤務時間のすべてを勤務しないときに使用するものとする。

4 1時間を単位として使用した特定休暇を日に換算する場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間数をもって1日とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 7時間45分

(2) 斉一型短時間勤務職員 勤務日ごとの勤務時間の時間数（7時間45分を超える場合にあっては、7時間45分とし、1分未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間）

(3) 不斉一型短時間勤務職員 7時間45分